

## 料金その他の供給条件の内容

### 低圧蓄熱調整契約

#### 1 目 的

この選択約款は、蓄熱式冷暖房機器等の使用によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

#### 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成19年2月7日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

#### 3 適 用 範 囲

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高負荷契約として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

#### 4 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

## 5 料 金

各月の料金は、低圧電力または低圧高負荷契約によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{matrix} \text{低圧電力の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{matrix} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(4)イの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金および(4)イの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金および(4)イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{matrix} \text{低圧高負荷契約の夏季} \\ \text{料金またはその他季料金} \end{matrix} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(4)ロの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧高負荷契約の夏季料金および(4)ロの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧高負荷契約のその他季料金および(4)ロのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたし

ます。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

## (2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は，6（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

## (3) 控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

## (4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.622
その他季蓄熱割引率	0.584

ロ 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.675
その他季蓄熱割引率	0.642

(5) 単位および端数処理

控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

(3) 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

7 小容量氷蓄熱式空調システムにより蓄熱運転を行なうお客さまの取扱い

当社が承認した小容量氷蓄熱式空調システムの蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な場合には、5（料金）および6（夜間使用電力量の計量）にかかわらず、次によります。

(1) 当社は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間への負荷移行が行なわれた場合には、割引を行ないます。

この場合の各月の料金は、低圧電力または低圧高負荷契約によって料金として算定された金額から(2)によって算定された金額（以下「小容量氷蓄熱式空調システム割引額」といいます。）を差し引いたものいたします。

(2) 小容量氷蓄熱式空調システム割引額は、1月につき次のとおりいたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

1 機 器 に つ き	882円00銭
-------------	---------

□ 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

1 機 器 に つ き	1,118円25銭
-------------	-----------

- (3) 小容量氷蓄熱式空調システムについては、タイマー機能等によって夜間時間を午前1時から午前6時にさせていただきます。
- (4) 当社は、必要に応じて小容量氷蓄熱式空調システムの稼働状況等を確認させていただくことがあります。

#### 8 自動制御等により氷蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なうお客さまの取扱い

この選択約款の適用を受け、当社が承認した自動制御等の方法による氷蓄熱式空調システムの熱源機等の停止または調整が可能なお客さまで、当社との協議が整った場合の各月の料金は、5（料金）によって料金として算定された金額から(4)によって算定された金額（以下「ピーク時間調整割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。

- (1) 契約調整電力は、(3)に定める契約調整時間において停止または調整する熱源機の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 調整期間は、6月1日から9月30日までといたします。ただし、土曜日、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除きます。

調整期間におけるお客さまごとの調整日は、1月を単位として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

- (3) 契約調整時間は、調整期間の午後1時から午後4時までの時間において、あらかじめお客さまと当社との協議によって、30分を単位として定めます。この場合、契約調整時間の中には必ず午後1時から午後3時までの時間を含むものとしたします。
- (4) ピーク時間調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額

といたします。

$$\text{ピーク時間調整割引額} = 588\text{円}00\text{銭} \left( \begin{array}{l} \text{契約調整電力 1 キロワット} \\ \text{契約調整時間 1 時間につき} \end{array} \right) \\ \times \text{契約調整電力} \times \text{契約調整時間}$$

- (5) 当社は、あらかじめ当社が承認した制御方法による熱源機等の停止または調整が行なわれなかったとみなされる場合には、(4)による割引は行ないません。
- (6) お客様の調整日の開始日および最終日の翌日が検針日以外の場合、開始日または最終日が含まれる月のピーク時間調整割引額は、開始日から直後の検針日の前日までの日数および最終日の直前の検針日から最終日までの日数の比率によりあん分するものといたします。
- (7) 当社は、必要に応じて、あらかじめ当社が承認した制御方法により、熱源機等の停止または調整が行なわれたことを確認させていただくことがあります。

## 9 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客様から蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客様が蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、小容量氷蓄熱式空調システム割引額の日割計算は、別表（小容量氷蓄熱式空調システム割引額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (4) その他の事項については、供給約款または低圧高負荷契約に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この選択約款は、平成19年4月1日から実施いたします。

別 表（小容量氷蓄熱式空調システム割引額の日割計算の基本算式）

- 1 小容量氷蓄熱式空調システム割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- 2 供給約款26（料金の算定）(1)八に該当する場合は，1の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。